

食事負担金について

※令和7年4月1日から標準負担額が変更になります。

令和7年4月からの食事療養費標準負担額が変更となります。患者様の所得に応じて食事負担額が下記のとおり変更となりますので、ご承知置きの程よろしくお願いいたします。

【入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）】

対象者		標準負担額（1食あたり）		
70歳未満	70歳以上の 高齢者	令和7年 3月まで	令和7年 4月から	
区分ア 区分イ 区分ウ 区分エ	現役並みⅢ 現役並みⅡ 現役並みⅠ 一般		490円	510円
		例外：指定難病者等	280円	300円
		例外：精神病床入院患者（※1）	260円	260円 (変更なし)
低所得者 住民税非課税 (区分オ)	低所得者Ⅱ (※2)	過去1年間の入院日数が90日以内	230円	240円
		過去1年間の入院日数が90日超	180円	190円
該当なし	低所得者Ⅰ (※3)		110円	110円 (変更なし)

※1 平成27年4月1日以前から平成28年3月31日まですでに継続して1年以上精神病床に入院しており、平成28年4月1日以後も引き続き入院している一般所得区分の人。

※2 世帯主及び国保被保険者全員が市県民税非課税である世帯に属する人（低所得Ⅰを除く）

※3 世帯主及び国保被保険者全員が市県民税非課税で、かつその全員の所得が0円（年金所得は控除額を80万円として計算）である世帯に属する人

令和7年4月1日
千嶋病院 院長